

第5回

(平成28年5月10日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成28年5月10日（金）午前9時半から午前10時半
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 10名
1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則
10番委員 石松 まゆ子
 - 4 欠席委員
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第23号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第24号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第25号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
 - 6 事務局職員
事務局長 高波昌一・農地係 久保田文子
 - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、5番・6番委員を指名します。諸事報告がありましたら報告をお願いします。
- 10番 25日産業育成貸与基金の会議がありました。200万円以内です。27日農業再生協議会の会議では、5.3億ほどの資金が入りました。28日郡市農委協議会の総会に出席しました。
- 議 長 議事に入ります。それでは、議第23号案農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
- 事務局 議第23号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）
- 議 長 調査番号1番について、10番委員より調査報告をお願いします。
- 10番 （調査番号1）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）です。経営面積356aのうち田256a畑100aです。3条調査項目により報

告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1 km。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：一式。8番（取得農地の利用計画）：梨園。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号2番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5番 （調査番号2）借借人・借貸人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は新規就農です。借借人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力1人）です。経営面積26aのうち田26aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：700m。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：反15千円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：実家から借用。8番（取得農地の利用計画）：野菜。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号3番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5番 （調査番号3）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力4人）です。経営面積485aのうち田226a畑259aです。乳牛16和牛3育成10子牛4頭。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：50m。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：全部で15万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター等一式。8番（取得農地の利用計画）：梨。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号4番について、8番委員より調査報告をお願いします。

8番 （調査番号4）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力1人）です。経営面積116aのうち田116aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：200m。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター田植機。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可

要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号5番について、8番委員より調査報告をお願いします。

8番 (調査番号5) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)です。経営面積495aのうち田450a畑45aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):200m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクターコンバイン田植機。8番(取得農地の利用計画):飼料稲。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号6番について、8番委員より調査報告をお願いします。

8番 (調査番号6) 使用借人・使用貸人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業者年金受給のためです。使用借人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力2人)です。経営面積239aのうち田119a畑40aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1km。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター等一式。8番(取得農地の利用計画):従前どおり。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号7番について、6番委員より調査報告をお願いします。

6番 (調査番号7) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)臨時2人です。経営面積561aのうち田491a畑70aです。成牛40子牛30頭。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):500m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):50万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター等一式。8番(取得農地の利用計画):飼料稲。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号8番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 (調査番号8) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力2人)です。経営面積324aのうち田235a畑89aです。3条調査項目に

より報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：2 km。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：一筆9万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター等一式。8番（取得農地の利用計画）：ミシマサイコ麦。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号9番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 （調査番号9）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力2人）です。経営面積324aのうち田235a畑89aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：2 km。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：一筆9万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター等一式。8番（取得農地の利用計画）：ミシマサイコ麦。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号10番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 （調査番号10）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力3人）です。経営面積223aのうち田197a畑26aです。成牛3子牛4頭。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：2 km。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：一筆9万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他は共同利用。8番（取得農地の利用計画）：飼料。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号11番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 （調査番号11）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）です。経営面積168aのうち田44a畑124aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター等一式。8番（取得農地の利用計画）：飼料。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該

当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 次に調査番号12番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3 番 (調査番号12) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)です。経営面積487aのうち田226a畑260aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):500m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター等一式。8番(取得農地の利用計画):水稻。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2 番 調査番号11と調査番号12について親戚同士か。水稻は間違いないか。

3 番 隣同士です。水は来ています。

事務局 作付は何を作ってもよい。

10番 調査番号7について反当りの価格か。

6 番 反当りの価格です。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。次に調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり決定します。次に調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号3については原案のとおり決定します。次に調査番号4について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号4については原案のとおり決定します。次に調査番号5について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号5については原案のとおり決定します。次に調査番号6について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号6については原案のとおり決定します。次に調査番

号7について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号7については原案のとおり決定します。次に調査番号8について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号8については原案のとおり決定します。次に調査番号9について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号9については原案のとおり決定します。次に調査番号10について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号10については原案のとおり決定します。次に調査番号11について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号11については原案のとおり決定します。次に調査番号12について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号12については原案のとおり決定します。次に議第24号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第24号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5番 (調査番号1) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。施設の概要は123.37㎡です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第1種農地。2番(着工時期):許可後。3番(資金調達):借入金。4番(建面積割合):問題なし。5番(周囲の承諾):同意済み。6番(公衆衛生):上水、下水。7番(転用措置):問題なし。8番(日照および通風):問題なし。9番(耕作者・周囲の同意):問題なし。10番(農振法):農地用区域外。11番(取得価格):270万円以上、報告終わります。

議長 調査番号2番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5番 (調査番号2) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。施設の概要は113㎡です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第1種農地。2番(着工時期):許可後。3番(資金調達):借入金。4番(建面積割合):問題なし。5番(周囲の承諾):同意済み。6番(公衆衛生):上水、合併浄化槽。7番(転用措置):問題なし。8番(日照および通風):問題なし。9番(耕作者・周囲の同意):問題なし。10番(農振法):農地用区域外。11番(取得価格):248万円以上、報告終わります。

議長 調査番号3番について、3番委員より調査報告をお願いします。
3番 (調査番号3) 使用借人使用貸人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。施設の概要は178㎡です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第2種農地。2番(着工時期):既に着工しており始末書あり。3番(資金調達):借入金。4番(建面積割合):問題なし。5番(周囲の承諾):同意済み。6番(公衆衛生):上水、合併浄化槽。7番(転用措置):問題なし。8番(日照および通風):問題なし。9番(耕作者・周囲の同意):問題なし。10番(農振法):農地用区域外。11番(取得価格):0円 以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

6番 調査番号2について下水道ではないのか。

事務局 国道から申請地の手前までが下水区域

2番 調査番号3について周囲の農地の同意は。

3番 使用貸人の農地ですので問題ありません。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。次に調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり決定します。次に調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号3については原案のとおり決定します。次に議第25号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

事務局 議第25号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画(平成28年4月28日付け:球錦農林第1698号)の諮問があり、今回は所有権移転2件、利用権の再設定が3件、新規が2件です。

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議長 内容説明が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2番 所有権移転について40万円が妥当なのか。

8番 水利がボーリングで電気代がかかるためこの価格となりました。

議長 質疑がないので、採決します。議第25号案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員、賛成ですので、議第25号案については原案のとおり決定します。次に報告第5号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について上程します。

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第5号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議長 農業経営基盤強化促進事業のあっせんについて物件番号1は、10番委員と4番委員でお願いします。物件番号2は、7番委員と9番委員でお願いします。物件番号3は、8番委員と1番委員でお願いします。物件番号4は、6番委員と2番委員でお願いします。物件番号5は、2番委員と6番委員と7番委員でお願いします。物件番号6は、3番委員と2番委員でお願いします。以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しましたので、平成28年第5回総会を閉会します。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年5月10日

農業委員会会長

5番 農業委員

6番 農業委員